

石広水告示第6号

石巻地方広域水道企業団水道料金等収納事務の私人委託について

水道料金等の収納事務について、次のとおり委託したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第2項の規定に基づき告示する。

令和6年4月1日

石巻地方広域水道企業団企業長 齋藤正美

記

1 受託者の住所及び氏名

住所 東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号

氏名 地銀ネットワークサービス株式会社

2 収納事務の委託を受けた者に収納委託する歳入

| | | |
|---------|----------------|--|
| 料金等の名称 | コンビニエンス ストア | スマートフォン |
| | | PayPay請求書払い、LINE Pay請求書払い、PayB、au Pay、支払秘書、d払い、J-coin請求書払い |
| 水道料金 | ○ | ○ |
| 下水道使用料等 | ○ | ○ |

3 収納事務の委託を受けた者に収納委託する期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

ただし、期間満了前の3か月前までに当事者双方のいずれからも別段の意思表示がないときは、同一条件にて1年間更新するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。